

## 「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」の方向性

### 1 方向性

令和5年（2023年）4月に「こども基本法」が施行され、同年12月22日には、「こども大綱」が策定されるなど、国の子ども政策が大きく変化する中、道において平成16年（2004年）に全国に先駆けて制定した「北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例」（以下「条例」という。）について、こうした国の動きや社会経済情勢の変化等を踏まえ、条例の見直しの必要性について、本審議会で審議していただく。

#### 【条例附則】

- 1 この条例は、公布の日から施行する。※公布日：平成16年10月19日
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 2 基本理念等の比較

条例（H16. 10. 19）	こども基本法（R5. 4. 1）	こども大綱（R5. 12. 22）
<p>■基本理念</p> <p>この条例は、<u>社会全体で少子化対策を総合的かつ計画的に推進するため、少子化対策の推進に関し、基本理念や道及び事業者等の責務、道の施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現に資することを目的。</u></p>	<p>■基本理念</p> <p>この法律は、憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、<u>全てのこどもが権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、基本理念や国の責務等、こども施策の基本となる事項を定め、施策を総合的に推進することを目的。</u></p>	<p>■こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」</p> <p>こども大綱の使命は、<u>常にこどもや若者の最善の利益を第一に考え、こども等に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え、こどもや若者の権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることにより、「こどもまんなか社会」を実現していく。</u></p>

### 3 当面のスケジュール（案）

第4回審議会（本日） 条例の見直しの必要性について審議【意見交換等】

第5回審議会（2月） // 【方向性を確認】